

## 淡路市パートナーシップ宣誓制度に係る 利用可能な本市の行政サービス一覧

- ・ 淡路市表彰における追彰（その他、本市からの表彰に関すること）  
→遺族の定義について、配偶者と同等の扱いとしています。
- ・ 火葬場使用料の減免  
→対象者の定義について、同居親族と同等の扱いとしています。
- ・ 災害時における見舞金の支給  
→遺族の定義について、配偶者と同等の扱いとしています。
- ・ 市営住宅及び市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理  
→同居親族の入居要件に関する規定について、配偶者と同等の扱いとしています。
- ・ 精神障害者デイケア事業  
→対象者の定義について、家族と同等の扱いとしています。
- ・ 犯罪被害者等支援  
→支給対象者及びヘルパーの派遣対象者並びに支援等の制限に関する事項について、配偶者と同等の扱いとしています。
- ・ 市営墓地に係る使用权の承継  
→使用权の承継について、親族と同等の扱いとしています。

※その他、パートナーシップ宣誓をしていなくても同一世帯の方であれば受けられるサービスや、兵庫県や民間サービス等にて利用可能なサービスがあります。  
詳しくは、各サービス担当窓口へお問合せください。